

2020年7月31日

各位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス 代表者名 代表取締役社長 眞野 定也 (コード:2721 東証ジャスダック)

問合せ先 取締役 中山 宏一

(TEL. 03-6430-3461)

東京証券取引所による 改善報告書の徴求及び公表措置の実施に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所より、本日付で有価証券上場規程第502条第1項第1号に 基づく改善報告書の提出が求められ、同規程第508条第1項第1号に基づく公表措置が実施されましたのでお知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応してまいります。

記

当社では、2020 年4月 30 日に公表いたしました「第三者委員会の調査報告書(最終)の公表と今後の当社の対応に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社であった株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)において、シナジー社の代表取締役社長(以下、「シナジー社社長」といいます。)によって、不動産取引の一部について売上の架空計上等による不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。その結果、当社では、2017年12月期第2四半期から2019年12月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反した虚偽開示が行われ、その背景として、以下の点について、株式会社東京証券取引所より指摘を受けております。

- ・当社では、中核事業である不動産事業を主導していた当社元代表取締役社長及びシナジー社社 長へ権限が集中し、不動産取引等に関する取引開始の経緯や取引先の属性の確認などの決裁上必 要な手続きが形骸化し、シナジー社の取引の把握及び管理が行き届かないなど、本来子会社を管 理すべき立場にある担当の取締役を含めたその他の取締役による牽制が不十分であったこと
- ・シナジー社において、重要な契約は主にシナジー社社長が契約書等を作成及び管理しており、 また、不動産取引に係る稟議が形骸化しているなど、シナジー社社長が当社に秘して単独での取 引を可能とする環境が整っていたこと
- ・当社において、管理担当取締役らは各子会社の業務執行状況を積極的に把握しようとしておらず、また、内部監査及び監査役監査が十分性及び実効性を欠いていたなど、子会社の管理体制・

運用状況が不十分となっていたこと

上記指摘のとおり、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因して、投資者の投資 判断に深刻な影響を与える虚偽開示が行われ、また、2016年に策定・開示した適時開示体制等 の不備に対する再発防止策の一部が実施されていなかったことから、当社は、適時開示体制につ いて改善の必要性が高いと認められました。

当社は、既にシナジー社の全ての株式を譲渡し当社の連結範囲から除外するとともに、十分な 牽制機能を果たせなかった当社役員の処分を実施し、新たな経営体制に移行しておりますが、再 発防止に向けた取組みの徹底を促す観点から、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が 求められ、また、公表措置が行われました。

以 上